

令和4年度 第2回 長野県契約審議会 (Web 会議)

日 時 令和4年 11月 17日 (木)

13時 30分～14時 15分

場 所 長野県庁本庁舎特別会議室 (事務局)

1 開 会

○小池企画幹

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和4年度第2回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は 10 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第 4 条第 2 項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、この審議会は公開の審議となります。会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせいたします。会議の終了時刻につきましては、午後 2 時 20 分頃を予定しております。短時間の会議となりますが、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

2 会議事項

(1) 審議事項

(ア) 前回審議会の主な意見

○小池企画幹

それでは会議事項に入ります。議事等につきましては、長野県契約審議会規則第 4 条第 1 項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

皆さん、こんにちは。長野県は大変、新型コロナウイルス感染症が拡大しているという報道を受けております。今日は、会場もそうでしょうし、長野県内の委員さんも多いと思いますが、どうか十分にお気をつけてくださいますように、お願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日の審議事項の (ア) 「前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思います。

事務局から御説明お願いいたします。

○事務局

それでは、1ページの資料1「前回審議会の主な意見」について御説明をさせていただきます。

9月8日に開催しました令和4年度第1回契約審議会の主な意見を、要約、また類似の御意見についてはまとめるなどして整理をさせていただいたものでございます。

内容は記載のとおり、表の中央にいただいた意見の要旨、右側にそれを受けての事務局側の回答を記載しております。

通常であれば、前回審議会において回答しきれなかった事項の補足説明などを行います。が、前回いただいた御意見等につきましては、追加で補足の説明などございませんので、誤った要旨となっていないかなど、御確認をお願いいたします。

説明は以上となります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明のありましたように、この要旨としての記載に誤りがないかどうかというようなことを中心に、御質問等いただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

1点ですけれども、(2)の入札参加資格の登録等の状況のところ、資料3の関係で私のほうから発言させてもらった内容ですけれども、特にこの入札参加資格者の減少については、木下委員のほうからも状況のお話がありました。ちょうど1年前の令和3年度第1回契約審議会資料4の中で、新客観点数の加点項目改定で、経営意欲の労働環境の充実が図られているということでもありますけれども、そうは言いますが、年間60者程度の減少というのは今後も続くような感じもしますので、災害ですとか、維持管理など、建設工事を継続させるためにも、引き続きこの加点について検討していくことが重要ではないかというのを、前回、発言が漏れてしまいましたので、重ねてでありますけれどもよろしくお願い致します。以上です。

○碓井会長

そうしますと、ただいまの湯本委員から御発言は、前回記録ということではなくて、本日の発言として伺えばよろしいですね。どうもありがとうございました。

ほかの委員、何か特に注意すべき点がありますでしょうか。では、これは確認させていただいたということで扱わせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(イ) 清掃業務における総合評価落札方式の価格点の算出方法の改正

○碓井会長

それでは続きまして、本日の議題の審議事項の(イ)「清掃業務における総合評価落札方式の価格点の算出方法の改正」を取り上げたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、2ページの資料2を御覧ください。「清掃業務における総合評価落札方式の価格点の算出方法の改正」でございます。

資料2につきましては、補足説明の追加資料がございます。事前にお配りできませんでしたので、画面上で共有をさせていただきます。

清掃業務につきましては、平成29年度より、契約条例に基づきまして最低制限価格制度の導入や複数年契約などの取組を行ってまいりました。その結果、1落札率の状況でございますが、表の上段、全体の欄を御覧ください。落札率については平均・最低ともに年々上昇してきております。

なお、最低制限価格については、追加資料にありますように予定価格算出時に適用した労務単価を最低賃金額より算出した最低制限日額に置き換えて算出しておりまして、おおむね予定価格の7割前後となっております。

ここで全体のうち、総合評価の状況、表の下段になりますが、そちらを見ますと落札率にあまり変化はなく、総合評価の入札があった年に、複数年契約のために2年おきとなりますが、全体の落札率も下がる傾向が明らかになってきました。

請負額の約7割が人件費と言われます清掃業務におきまして、落札率の低下というのは、そこで働く方々の労働環境に影響する可能性が大きく、その改善に資することを目的としまして、このたびの改正を実施したいと考えております。

次に、2価格点の算出方法でございます。

まず、(1)の算出方法で、価格点については、現状、改正前になりますが、記載の計算式で算出をしております。計算式にあります価格の評価点とは、当該案件における価格点への配点のことになります。改正前は、「※」の低入札価格調査基準価格以下の金額の入札は、同基準価格とみなして算出をしておりました。改正後は、これを「※」の部分、低入札価格調査基準価格未満で応札した者は、こちらに記載の計算式で算出するように改正をしたいと思います。なお、この計算式は、建設工事で行っている総合評価の計算式と同様の式となります。

(2)のグラフを用いまして、改正前後の違いを説明いたします。

グラフは、横軸が入札額、0から100。単位の記載がありませんが、%と考えてください。縦軸が価格点、最高点を90点としております。また三角の点線が改正前、丸の直線が改正後を表しています。

ここで調査基準価格を70%としたときに、改正前、三角の点線は、入札額が70%を下回っている場合、どんなに低い入札額でも価格点は最高点の90点となります。これが改正後、丸の直線では、計算式によって算出をするために、70%以下の場合、入札額が低い

ほど価格点が下がる形となります。これによりまして、調査基準価格未満の入札額の場合は、価格点が従来より減少し、総合評価点が下がることとなります。

(3)で、改正による影響を試算いたしました。R3年度の全ての案件で試算を行いましたところ、平均落札率は、改正前に比べて約3ポイント、最低落札率は約4ポイント上がりました。あくまで実績での試算でありまして、実際には変わる要素もございますが、落札率の改善が見込まれる結果となっております。

3の適用日ですが、令和5年度の業務から、11件全てにおいて適用したいと考えております。

説明は以上となります。御審議お願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。私から確認させていただきますが、ということは、いただいた資料2の価格の評価点というところは、この90と書けばそれで済むのですか、そうでもないのですか。

○事務局

案件によって点数は変わってきます。

○碓井会長

価格の評価点と価格以外の評価点というのは、必ずしも一定というわけではないと、こういうことですね。

○事務局

はい、案件によって変わる場合があります。

○碓井会長

分かりました。

どうぞ、委員の皆様から、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

まず、吉野委員、お願いします。

○吉野委員

この件につきまして、確認的に数点お聞きしたいと思います。

まず、価格点につきましては、先ほどの資料で「最低制限価格（低入札価格調査基準価格）」と書いてあったのですけれども、低入札価格調査基準価格を基に算定をしておりますので、低入札価格調査基準価格未満、あるいは以下で応札しても、この場合は直ちに失格にならずに、契約内容に適合した履行がされない恐れがあるかどうかを調査した上で、そうした恐れがないと判断されれば落札候補にできるということですか。まず、それをお聞きしたいのですけれども。

○事務局

そのとおりです。

○吉野委員

分かりました。これに関連しての質問ですけれども、清掃業務に関しまして、先ほどの契約の、いわゆる地方自治法上の施行令で書いてある契約内容に適合した履行がされない恐れがあるかどうかの調査につきましては、長野県ではどういう対応をされているのですか。

○事務局

いわゆる低入札調査をしております。内容的には工事内訳書等の提出、これは工事と同様のものを求めまして、その中で、特に労務費に関わる部分が最低賃金を上回っているかどうかというところを重点的に確認しております。

○吉野委員

分かりました。次に今回の改正関係ですけれども、改正前は、低入札価格調査基準価格以下の金額の入札については同基準価額とみなすとされておりますけれども、改正後は、低入札価格調査基準価格未満で応札したものについては、改正前と異なって入札価格がその価格を算定の基準とされるので、いわゆる事実上、相対的に価格以外の要素のウェートが高まるということですか。そう解釈してよろしいですか。

○事務局

低入札基準価格未満の場合は、おっしゃるとおりです。

○吉野委員

ということですね。さらにそうなりますと、入札価格が下のほうのものは落札の可能性は低くなって、その結果、この資料の(3)の改正による影響(試算)にありますとおり、平均落札率も、それから最低落札率も高くなると、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○吉野委員

分かりました。では最後にお聞きしますけれども、この改正の狙いというか、目的は何ですか。それがよく分からないのですが。

例えば、私が思ったのは、入札価格を実態としてそのまま評価しようということですか。価格が低いのはよくないということですかね。どういう考えですか。

○事務局

清掃業務については、低入札調査の基準価額は最低賃金に基づいて設定しております。

これを下回って応札する場合は、調査をしまして、その契約の履行を確保するのに最低の水準以上であれば契約はするのですけれども、仮にその最低の水準以上であったとしても、応札額が低ければ低いほど労働者待遇へのしわ寄せとなる可能性が高まると考えておりまして、そういった労働者への賃金などの待遇改善に、より資する制度となるような工夫をしているというのが今回の趣旨でございます。

○吉野委員

なるほど。そうすると、ダンピングは恐らくあまりいい結果にはならないだろうということで、こういう制度の改正をしようと、そういう意味ですか。

○事務局

はい。

○吉野委員

分かりました。結構でございます。

○碓井会長

今の点に私から補足しますと、地方自治法等の考え方がもちろん基礎にあるのですが、同時に、長野県の公契約条例の思想というものがあります。それによる補充と言うべきか、微修正というか、そういうものを施しているという、非常にデリケートな問題を含んでいます。そもそも公契約条例というものの評価は分かれるでしょうから。しかし、長野県としては公契約条例を制定して推進しようとしている、こういうふうには理解できるのではないかと思います。

それでは、森委員、どうぞ。

○森委員

よろしく申し上げます。吉野委員の質問とも重なるところではあったのですが、今回の価格点を決める場合のポイントですが、恐らく御提案のような感じで、当該事業をする際の相応の価格分析やコスト分析ができていくかどうか。この事業を展開するとき、先ほど最低価格ということがありましたけれども、やはりコスト分析ができていくかがキーになってくるかと思えます。

その際に、今回2の(2)でグラフを示していただいているわけですが、例えば、基準価格70のところから左肩下がりに下がっていっていると。これと同じことが、やはり右肩下がりの状況を作っていくということが必要だろうと。つまり、価格が上がっていけば、それこそコスト分析がしっかりできていないというところでしょうし、価格が下がり過ぎていけば、当該事業を進める際の相応のコスト分析がなされていないというところかと思えますので、そういった面からすると、この基準点を基にして左肩下がりと右肩下がりというような、そういった提案は妥当だろうなというふうに見させていただきました。

この下がり方というところが、どんな下がり方をするのかというのはあるかと思うのですが、基本的な方向は賛成いたします。

改正による影響ですが、令和3年度は分かったのですが、令和4年度、5年度と続いていきますけれども、そこら辺をどんなふうに捉えていらっしゃるのか、一つ質問ですが、いかがでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

令和4年度ですか。

○森委員

令和4年度の見込みというか。

○事務局

令和3年から複数年で契約しておりますので、令和4年度については入札はございませんでした。次回、令和5年度分の入札がこの制度を適用して実施したいと考えてございます。

○森委員

そうすると、この今回令和3年度の改正後でそれぞれギャップがありますけれども、平均落札率が2.2ポイント上昇したと、最低落札率が4.3ポイント上昇したというところ、そのぐらいの上昇がこれ以降も期待できるという、そんな形でしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○森委員

それが確認だったので、以上です。

○碓井会長

続いて、湯本委員、お願いします。

○湯本委員

私も、吉野委員のほうからお話がありました最後のところを確認しようと思ったのですが、事務局からお話があったところでもありますので、特に大丈夫でございます。ありがとうございます。

○碓井会長

では、相澤委員、どうぞ。

○相澤委員

これは直接関係しないかもしれないのですが、落札した会社の事後確認というのでしょうか、個人的なサンプルで、入札したときの価格が個々人に、時間はともかくその単価で支払われているかどうかという確認は時々、終わった後か途中でも、なさっていらっしゃるのでしょうか。

○事務局

清掃業務につきましては、毎年、受注者の方に賃金実態調査をさせていただいてまして、給与の支払い等の確認をさせていただきます。

○相澤委員

では、その労務単価が守られているということによろしいですね。

○事務局

そうです。

○相澤委員

分かりました。ありがとうございました。

○碓井会長

木下委員、どうぞ。

○木下委員

入札結果を見ますと、相当競争が激しい。特に複数年契約の業務につきましては、最低制限ギリギリの競争をされていると思います。総合評価の入札をされているのですが、総合評価の価格以外の評価点が10点あると。どんな項目なのか。それから、こういった清掃業務の入札後検収ですか。特に総合評価の場合には、どのようにその清掃業務の評価がなされているのか参考までにお聞きしておきたいと思います。

○事務局

実際の発注の資料があるのですがけれども、今手元にございませんで、少しお時間いただけますでしょうか。すぐお持ちします。

○碓井会長

中座して持ってくるということですか。

○事務局

はい、申し訳ございません。

○碓井会長

それでは、この点は留保させていただいて、次の議題に進みたいと思います。

(2) 報告事項

(ア) 建設工事等における全国の落札率の推移

○碓井会長

報告事項ということになりますが、建設工事等における全国の落札率の推移につきまして、事務局から御報告お願いいたします。

○事務局

3ページ、資料3をお願いします。建設工事と委託業務の全国落札率について、令和3年度の調査結果がまとまりましたので報告いたします。

令和3年度の建設工事、委託業務の落札率について、全国の都道府県に行ったアンケート調査の結果をまとめたものです。なお、全国平均の値は、各都道府県の平均落札率の単純平均となっています。

1、建設工事について。全国の平均落札率は93.5%で、前年度より0.2ポイント下がっております。長野県は95.4%で、前年度より0.1ポイント下がっています。全国平均との差は1.9ポイントです。

続いて、2、委託業務について。全国の落札率は89.2%で、前年度より0.3ポイント上がりました。長野県は89.9%で、前年度より0.1ポイント下がっています。全国平均との差は0.7ポイントです。

令和3年度も工事・委託ともに全国平均を上回っており、これまで契約審議会で御審議いただいた成果が、数字として表れたものと考えております。

報告は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

1点お願いしたいと思います。前回は若干同じような質問したのですが、昨今、非常に物価とか燃料が高騰しています。建設工事費の事業費については、スライド方式というのは承知しているのですが、こういうことも、実際は今まであまり行われていなかったと思うのですが、行われているのかというのが1点であります。実際そのことによって、下請けの業者の皆さんも含めて人件費にしわ寄せがないという、そういう認識でよろしいのか。以上、お願いしたいと思います。

○碓井会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

御質問の1点目でございます。スライドにつきまして、本年度4月から8月末までの実績としまして、建設工事で単品スライドが8件、インフレスライドが20件の請求を受けてございます。

ちなみに昨年度、令和3年度は、単品スライドが1件、インフレスライドが10件ということで、今年度にスライドの請求が増えているという状況でございます。

2点目の御質問でございます。スライド対象工事の変更契約時に、請負代金内訳書ですとか下請けの契約書、下請け契約書の内訳も含めまして、そちらで労務単価や該当する材料単価が引き上げられていることを発注機関で確認をしております。

なお、県では物価高騰対策としまして、資材の市場価格調査体制を強化しておりまして、毎月単価改定を行いまして、最新の単価で発注するとともに、契約した工事については、契約約款のスライド条項を適切に運用するよう発注機関に周知しております。

以上です。

○碓井会長

湯本委員、よろしゅうございましょうか。

○湯本委員

ありがとうございました。引き続き、適切な価格となるようよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○碓井会長

ほかに御質問等ありますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、この件につきましては御報告を伺ったということにさせていただきます。

それでは、先ほどの議題のほうはどうなりますでしょうか。

○事務局

申し訳ございません。資料をお持ちしました。県庁舎等で、実際に実施している総合評価の価格以外の評価の内容でございます。

まず、技術評価として研修体制、研修制度の有無、内容等についての評価をさせていただきます。それから業務遂行能力として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく都道府県知事登録をしている者を評価するというところで、内容的には、建築物の空気環境測定業や飲料水の水質検査業、ネズミ・昆虫等駆除業等、そういった業種の登録をしてあるかどうかというところで加点をさせていただきます。

次に資格者の配置でございます。環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士等資格者の配置についての加点をさせていただきます。それから自主検査体制が取れているかどうかという内容を見て評価をしているところです。技能評価についてはこの四つです。

それから企業評価としまして、障害者雇用の状況、それから社会貢献、ボランティア等の活動、三つ目に労働環境ということで、従業員の社会保険の加入状況、その3点を評価してございます。

また、合同庁舎におきましては、地域要件ということで、県内本店について加点をしている、そういった状況でございます。

○碓井会長

建設工事等と共通のところもあるし、独特のものあるということになりますが、木下委員、よろしゅうございますか。

○木下委員

分かりました。ありがとうございます。

清掃業務の終了後の検収というのは非常に難しいと思うのですが、これはどのようにやられているのですか。チェック者がいるのですか。こういうものは誰が検査するのですか。

○碓井会長

業務後の検収ですね。勉強のほうの研修ではなくて。

○事務局

建設工事のような検査はしていないのですが、清掃をした日に、その日報、どの部屋をどういった内容で清掃したのかといったような報告書を毎回提出してもらっていて、それをチェックしているということでございます。

○木下委員

分かりました。なかなか難しいですね。

○事務局

そうですね。

○碓井会長

木下委員から難しい問題提起がありましたが、研究課題かもしれません。

○事務局

担当課に伝えておきます。

○碓井会長

それではただいまの議題につきまして、皆様からほかに質問等がありますでしょうか。総合評価落札方式の価格点の清掃業務、よろしいでしょうか。

相澤委員、どうぞ。

○相澤委員

今の木下委員のお話をお伺いして、清掃業務はセキュリティも関わる問題なので、落札者が替わるというのは大変なことだと思いますが、私が聞き及んでいるところでは、県庁なら同じ業者さんが何年も入っているというようなこと、本当かどうかは知りませんが、そんなことを聞いたことがあります。

そうしますと、セキュリティの観点からころころ替わるのはいかがなものかとは思いますが、これが普通の水準だと、慣れてしまうというのか、このぐらいの「きれいさ」というか、「きれいさ」というと語弊がありますが、これが普通だと皆さんに思われてしまうと、そんなに悪くない、慣れてしまうと。

けれども、替えてみたらほかのところはもっとよかったということがあるのかもしれないと思うので、今おっしゃった検収とかではなくて、勤めていらっしゃる方の御意見とか、もし同じ方が何年も続いてやっていらっしゃるのだとすれば、県庁に限らず、やはりそこに勤めていらっしゃる方の御意見を、何らかの形で、全員アンケートなどは難しいでしょうからあれですが、何か気がついていないところがあるとか、そういうことをやって業者さんに返すか、何かそういうことをお考えになってもいいのかなと。ずっと同じ業者が続くのはどうなのかと、少し思ったことがあるのですが。

○碓井会長

今の点は、競争入札を実施しているわけですから、入札結果によって替わる可能性があります。ただ、2年間は替わりませんので、そういう意味の評価は、相澤委員の今のアイデアというのは参考にさせてもらうことも可能かとは思いますが、事務局何か御発言ありますか。

○事務局

会長のおっしゃるとおりで、利用者からのフィードバックということを相澤委員さんはおっしゃっていると思いますが、今後反映していけるかどうか、担当課とも考えたいと思います。よろしく願いいたします。

○相澤委員

ありがとうございました。

○碓井会長

ほかはよろしゅうございますか。大丈夫ですね。どうもありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

○碓井会長

清掃業務における総合評価落札方式の価格点の算出方法の改正につきまして、おおむね適当ということに判断したいと思います。どうもありがとうございました。

皆様から御発言等ありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。円滑な議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

それでは、事務局のほうに戻したいのですが、最後に、本年の契約審議会としては、誠に残念ながらというか、一度も対面で行わずに、これで終了ということになります。早めではございますが、皆様、どうか御健康に留意されて、新しい年をお迎えくださるようにお祈り申し上げます。

それでは、事務局、お願いいたします。

○小池企画幹

碓井会長、ありがとうございました。皆様、慎重審議をありがとうございました。

3 その他

○小池企画幹

では、次第3「その他」でございます。

事務局から1点お知らせがございます。次回の第3回契約審議会の開催につきまして、1月下旬から2月の初めに予定したいと存じます。後日担当から日程調整の御連絡をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4 閉会

○小池企画幹

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(了)